

特定非営利活動法人日本危機管理士機構

一級危機管理士取得者のみなさまへ

機構活動への参加と特典について

機構活動への参加を通じて、ご自身の知識や技能を研鑽し、一級危機管理士資格取得者としてご活躍いただきたく存じます。有資格者同士の交流の場となることも目的としています。

①「一級危機管理士勉強会」

発表・参加は資格更新のポイントに換算されます。発表者は危機管理に関することより、テーマを自由に設定していただきます。

②「日本危機管理防災学会 研究大会・シンポジウム・定例研究会」

発表・参加は資格更新のポイントに換算されます。

③危機管理士との「交流会」へのご招待

危機管理士（自然災害・社会リスク）講座時に開かれる交流会へご招待します。講師や受験者のみなさまとの交流の機会となります。

④「一級危機管理士講座・危機管理士講座・危機管理士フォローアップ講座」

一級危機管理士講座・危機管理士講座・危機管理士フォローアップ講座を1コマから受講することが可能です。資格更新のポイントに換算されます。※「演習」はポイント付与対象外です

ポイント制度と更新について

1. 資格の更新には「有効期限内に10ポイント以上取得」することが必要です。
2. 10ポイント以上を取得した方は、有効期限が3年間延長されます。
3. 10ポイント以上を取得できなかった方は、資格留保となります。この場合、10ポイント取得後に更新となります。

ポイントの取得方法

主なポイントの取得方法は、次のとおりです。

1. 日本危機管理士機構	取得できるポイント数
「一級危機管理士勉強会」における発表	3
「一級危機管理士勉強会」への出席	1
機構主催の各講座の受講（90分/1コマ：5千円）※事務局要相談	1
2. 日本危機管理防災学会	
「定例研究会・シンポジウム・研究大会」における発表	3
「定例研究会・シンポジウム・研究大会」への出席	1
学会刊行のジャーナルへの論文又は研究ノートの掲載	要審査

※上記により取得されたポイントにつきましては、事務局にて手続きをいたします。

以下の方法により、ポイントを取得することもできます。この場合は、機構のホームページから各自で申請をお願いいたします。

3. 機構外部での活動	
★外部での活動については、「一級危機管理士」取得者であることを明示して行うことが認定の条件となります。また、依頼書や当日の配布資料などを事務局にご提出ください。	
3-1 自身の所属と関連のない機関での講演・講師等	2
3-2 自身の所属機関又は関連のある機関での講演・講師等 ※1	要審査
3-3 自治体等が主催する図上訓練等への参加と報告 ※2	1
3-4 ご自身の活動がマスコミ等で紹介された場合 ※3	要審査
3-5 学会誌などへの論文、研究ノートなどの掲載 ※4	要審査

- ※1 自身の所属機関ないしは関連のある機関での講演・講師活動は、それが本来業務の一環として行われたものではないこと。
- ※2 自治体などが主催する図上訓練などへの参加は、その訓練内容が記載されているパンフレットなどを事務局に提出しなければならない。
- ※3 会員自身が受けた取材・インタビューなどの新聞や雑誌の掲載。この場合、掲載された媒体に「一級危機管理士」であることが明示されていることが認定の条件となる。また、掲載された媒体を事務局に提出すること。
- ※4 学会誌などへの掲載については、査読論文は3ポイント、それ以外は2ポイントを目安とする。なお、著者連名の場合はポイントを減ずる。

日本危機管理士機構事務局
TEL : 03-6281-3102/E-mail : info@jiem.jp